

## 第3節 在宅医療と介護等の連携体制

### 1 在宅医療提供体制の整備

#### 現 状

#### 1 社会状況

本県の65歳以上の高齢者人口は、平成27(2015)年には77.4万人となっていますが、平成37(2025)年には84.4万人と推計されており、今後も増加が見込まれます。

また、認知症高齢者の数についても、厚生労働省の研究班が平成27(2015)年に発表した認知症患者の推定有病率に基づいて推計すると、平成27(2015)年では11.8万人ですが、平成37(2025)年には15.6万人になると見込まれます。

急速な高齢化により、慢性疾患を中心とした在宅での長期療養や介護を必要とする高齢者が増加し、また、自宅等住み慣れた環境で過ごすことを希望する方は、今後更に増加していくことが予測されることから、在宅医療や在宅での看取りなどのニーズも更に増加することが見込まれます。

#### 2 在宅医療の現状

在宅医療は、治療や療養を要する患者が、日常の生活の場において必要な医療を受けられるよう、医師等の医療従事者が患者の居宅等を訪問し、看取りまで含めた医療を提供するものです。

地区医師会や中核病院等を中心とした在宅医療推進拠点が平成26(2014)年度までに25か所整備されています。

今後、在宅療養に関する医療技術の進歩等により、認知症高齢者や障害のある患者、小児、がん患者、ターミナルケア等在宅で療養を希望する者の増加やそのニーズの多様化が見込まれます。

地域における在宅医療と介護の連携体制を構築し、在宅医療サービスと介護サービスを一体的に提供するため、平成30(2018)年度中に全市町において、在宅医療・介護連携推進事業が実施されます。

#### 課 題

今後の在宅医療ニーズの増加に対応するため、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまでが切れ目なく行われる在宅医療提供体制を構築する必要があります。

- 入院医療機関においては、在宅療養への円滑な移行を担う退院支援担当者を配置することが必要ですが、退院支援担当者を配置している病院は、県内では、平成26(2014)年では111か所(45.5%)です。
- 本人や家族状況、環境など個々の状況に応じた在宅医療を提供できるよう基幹病院等とかかりつけ医、介護支援専門員等との連携体制づくりが必要です。
- 市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業において、特に「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」「在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携」については、医療及び介護に係る専門的・技術的な対応や、二次保健医療圏単位等の広域的な連携が必要です。

## 目 標

在宅での看取りを希望する県民の意思を最大限に尊重できるよう、地域における支援機関（病院、診療所、歯科医療機関、薬局、訪問看護ステーション、行政、地域包括支援センター、介護施設、保健所等）が連携し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等による多職種が積極的な意見交換や情報共有を行い、退院支援から看取りまでが切れ目なく行われる在宅医療提供体制の構築を目指します。

区分	指標名	現状値	目標値	出典
P	在宅看取り件数	[H29]	[H35]	検 討 中

## 施策の方向

- 多職種連携、病診連携により、退院支援から看取りまでが切れ目なく行われる在宅医療提供体制を構築します。
  - ・ 在宅医療の入り口である退院支援が確実に実施されるように担当者を配置し、退院時カンファレンスの実施体制を構築します。
  - ・ かかりつけ医を中心として、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等による多職種連携による在宅医療提供体制を構築します。
  - ・ 本人や家族状況、環境など個々の状況に応じた適切なサービスを提供するため、医療、介護従事者間の情報共有、連携の強化を進めます。
  - ・ ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）などを活用して効率的な医療連携を促進します。  
退院調整、退院支援が円滑に行われるためのルールや連携ツールづくりのため、市町や関係機関と連携して取り組みます。
- 県は、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町に対して、必要な情報を提供するとともに、後方支援、広域調整等について、関係機関と連携して支援します。
  - ・ 県は、市町が、在宅医療・介護連携推進事業の実施により、在宅医療と介護の連携が更に強化されるよう、事業の進捗状況を把握し、地域の課題を解決するための助言、対応策の検討、広域的な調整、在宅医療・介護に関するデータの提供等の必要な支援を積極的に行います。
  - ・ 県は、かかりつけ医と在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の連携体制の構築や、後方病床確保等の体制整備に対する取組について、広域的に実施した方が効果的である場合は、圏域地域保健対策協議会などを通じて、市町や地区医師会などと連携して取り組みます。
  - ・ 県や二次保健医療圏単位で実施したほうが、効果的、効率的な医療介護連携の取組（人材育成、広域的な連携、普及啓発等）について、市町との役割分担を確認の上、県が、地域保健対策協議会、圏域地域保健対策協議会、関係団体と連携しながら取り組みます。

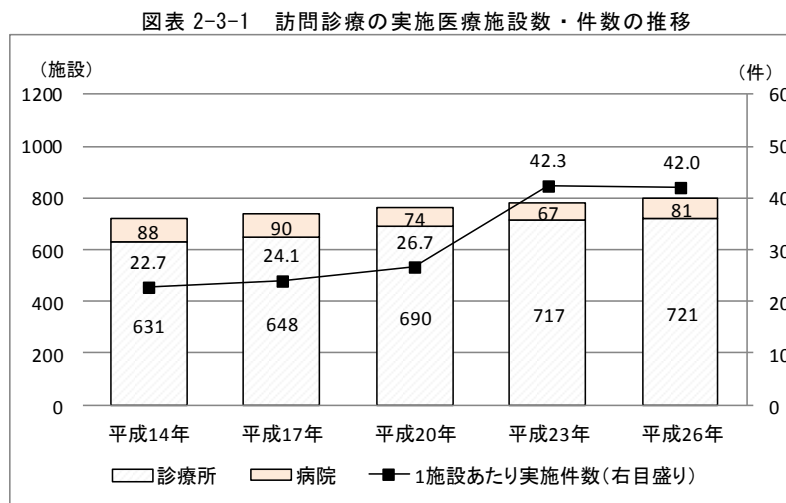
## 2 訪問診療等の充実

### 現 状

#### 1 訪問診療等における在宅医療提供体制

平成 26（2014）年では，病院や診療所の医師が患者の居宅等を計画的に訪れて行う「訪問診療」について，診療所は 2,591 か所のうち 721 か所（27.8%），病院は，244 か所のうち 81 か所（33.2%）となっています。

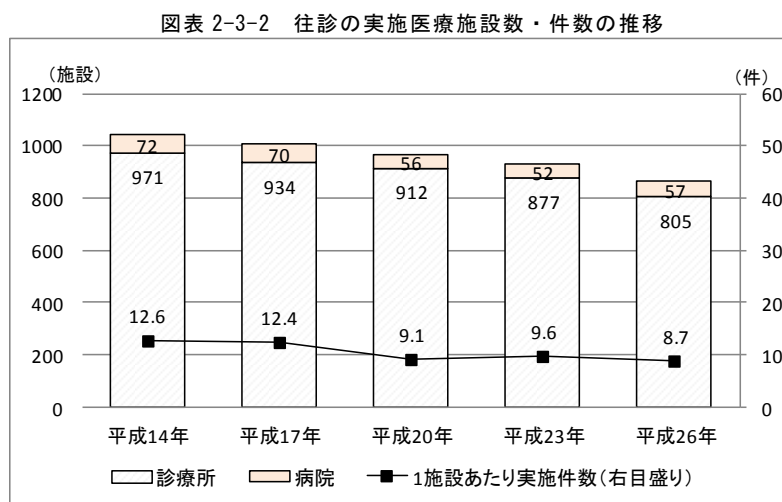
訪問診療を提供する医療機関は全体では増加しています。なお，1施設当たりの訪問診療実施件数（42.0 件）は，近年横ばいです。



（出典：厚生労働省「医療施設調査」）

一方，急な症状等により患者や家族等の求めに応じて医師が居宅に出向など「往診」を行っている医療機関については，平成 26（2014）年では，診療所は，2,591 か所のうち 805 か所（31.1%），病院は，244 か所のうち 57 か所（23.4%）となっています。

病院，診療所ともに減少しており，1施設当たりの往診実施件数（8.7 件）についても，減少傾向です。



（出典：厚生労働省「医療施設調査」）

在宅での看取りも含め，24 時間の往診や訪問看護等の提供体制を確保するなど，地域において在宅医療の中心的役割を担う「在宅療養支援診療所」「在宅療養支援病院」については，平成 27（2015）年3月現在で，県内で 579 診療所，31 病院が届出しています。

## 2 指標による現状把握

全ての指標において、全国平均を上回っています。

区分	指標名	全国平均	現状値	出典
S	訪問診療を実施している 診療所・病院数（10万人あたり）	[H27] 21.7	[H27] 32.6	NDB
S	往診を実施している 診療所・病院数（10万人あたり）	[H27] 31.5	[H27] 45.7	NDB
S	在宅看取り（ターミナルケア）を実施して いる診療所・病院数（10万人あたり）	[H27] 8.6	[H27] 12.4	NDB

## 課題

### 1 在宅医療を担う人材の確保

今後の在宅医療ニーズの増加に対応するため、訪問診療等を実施する医師や緩和ケアに対応できる医師の確保が必要です。

### 2 医療連携の充実、医療・介護連携の充実

地域のかかりつけ医には、常勤の医師が一人の診療所も多く、患者の病状が急変した場合の入院体制や看取りに24時間対応する体制を確保するため、入院医療機関と在宅医療を行う医療関係機関との連携が必要です。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護を一体的かつ継続的に提供することが必要です。

## 目標

退院支援から看取りまでが切れ目なく行われるよう、在宅医療提供体制の構築を目指します。

区分	指標名	現状値	目標値	出典
S	退院支援担当者を配置する病院の割合	[H26] 45.5%	[H32] 90%以上	厚生労働省 「医療施設調査」
S	訪問診療を実施する診療所数	[H26] 721 箇所	[H32] 882 箇所	厚生労働省 「医療施設調査」
S	訪問診療を実施する病院数	[H26] 81 箇所	[H32] 96 箇所	厚生労働省 「医療施設調査」
S	在宅療養後方支援病院数	[H26] 9 箇所	[H32] 11 箇所	診療報酬施設基準
S	在宅療養支援病院数	[H26] 31 箇所	[H32] 38 箇所	診療報酬施設基準
S	在宅看取りを実施している診療所数	[H26] 128 箇所	[H32] 159 箇所	厚生労働省 「医療施設調査」
S	在宅看取りを実施している病院数	[H26] 7 箇所	[H32] 9 箇所	厚生労働省 「医療施設調査」

## 施策の方向

### 1 在宅医療，在宅看取りに取り組む医師の育成

広島県医師会と協力して，新たに在宅医療に取り組む医師に対し，在宅医療推進医を指導者とする同行研修を引き続き実施するなど在宅医療に実際に取り組む医師の増加を図るための施策を推進します。

また，医師に対する緩和ケア研修を更に充実させます。

### 2 医療連携，医療・介護連携の推進

病院及び有床診療所等と無床診療所との連携を促進し，患者の病状が急変した場合や看取りが困難な場合への対応が可能な体制づくりを推進します。

常勤医師が一人の診療所等については，在宅医療を単独の医療機関だけで行うのではなく，複数の医療機関がグループとして在宅患者を担当する仕組みを普及させることにより，在宅医療を行う医師や医療施設の負担軽減を図り，24時間体制で対応できる診療体制の確保を図ります。

また，医療と介護の連携を図るため，地域ケア会議における医療関係者の参加を推進します。

### 3 訪問歯科診療の充実

#### 現 状

##### 1 訪問歯科診療における在宅医療提供の現状

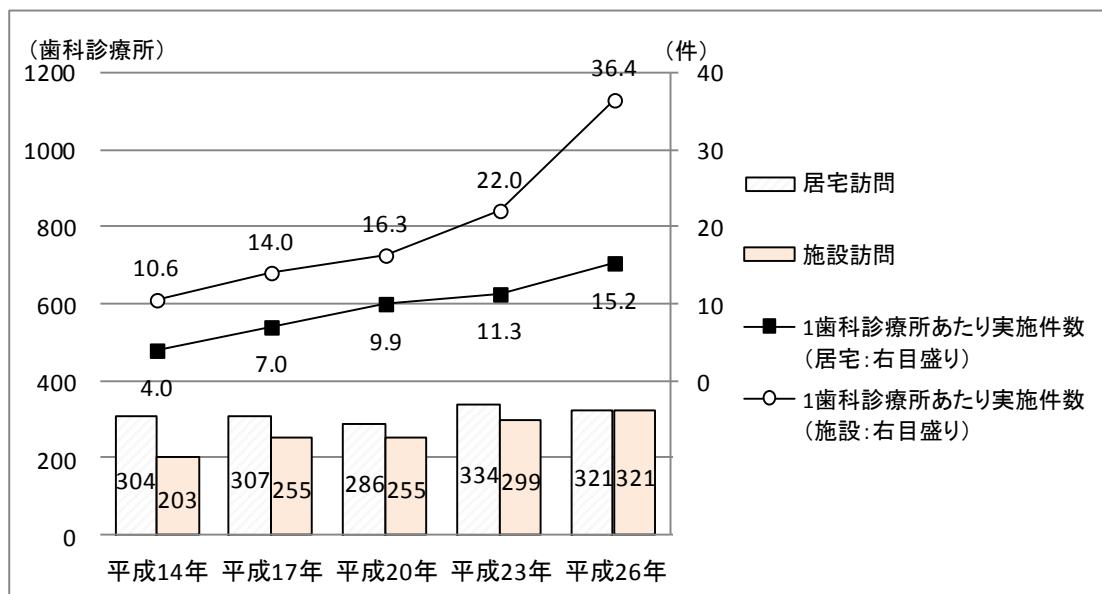
要介護者は、自ら口腔管理を行うことが困難である場合が多く、歯周病など口腔の問題が生じやすくなります。口腔機能の低下は、低栄養状態を引き起こし、要介護度の悪化につながることもあります。また、摂食嚥下機能の低下により、誤嚥やそれに伴う誤嚥性肺炎の危険性も高まってきます。

口腔機能の維持や誤嚥性肺炎の予防等には、口腔ケアが効果的であり、高齢化の進展に伴う在宅医療のニーズが増加する中、在宅患者への訪問歯科診療の重要性が高まっています。

##### 2 訪問歯科診療における在宅医療提供体制

医療施設調査（厚生労働省）によると、在宅患者の居宅や入所施設を訪問して行う訪問歯科診療について、1歯科診療所あたりの実施件数は増加傾向にあります。一方で、訪問歯科診療を実施する歯科診療所数は、ほぼ横ばいとなっています。

図表 2-3-3 訪問歯科診療（居宅・施設）実施歯科診療所数・件数



(出典：厚生労働省「医療施設調査」)

訪問歯科診療の実施等により在宅や入所施設での療養を歯科医療面から支援する「在宅療養支援歯科診療所」は、平成 29 (2017) 年 3 月現在、県内で 248 施設が届出しています。

訪問歯科診療を推進するため、歯科医療機関と医療・介護等との連携、在宅歯科医療や口腔ケア指導等の実施歯科診療所等の紹介、在宅歯科医療機器の貸出を行う在宅歯科医療連携室を県内 19 の全ての地区歯科医師会に整備しています。

##### 3 指標による現状把握

区分	指標名	前回	現状値	出典
S	在宅療養支援歯科診療所数	[H24] 124 施設	[H28] 248 施設	中国四国厚生局施設基準届出受理状況

## 課 題

高齢化の進展に伴う訪問歯科診療件数の増加に対応する環境を整備するため、必要な技術を提供できる歯科医師・歯科衛生士の確保が必要です。

在宅歯科医療連携室では、在宅歯科医療機器の貸出件数や患者・家族等からの相談件数について、連携室ごとに差があるため、在宅歯科医療に係る啓発、歯科医療機関と医療・介護等との連携、相談窓口の周知を更に推進する必要があります。

## 目 標

在宅歯科医療の充実を図り、地域包括ケア体制を強化します。

区分	指標名	現状値	目標値	出典
S	在宅療養支援歯科診療所数	[H28] 248 施設	[H32] 283 施設	中国四国厚生局施設基準届出受理状況

## 施策の方向

在宅歯科医療の広域的拠点である広島口腔保健センターを活用した歯科医師・歯科衛生士の養成研修や、地域の拠点となる在宅歯科医療連携室の効果的活用などにより、訪問歯科診療に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

在宅歯科医療連携室における在宅歯科医療機器の貸出や患者・家族等からの相談対応などを充実し、在宅歯科医療や歯科医療機関と医療・介護等との連携を更に推進します。

## 4 訪問薬剤管理指導の充実

### 現 状

#### 1 薬局における在宅医療提供の現状

高齢化の進展に伴い、入院医療だけでなく、在宅医療の重要性が増加しています。高齢患者においては様々な理由により薬を指示通りに飲まないケースが見られますが、その場合には症状が悪化し、自宅での生活が困難になってしまう可能性があります。このことは、症状の改善につながらないだけでなく、薬剤の無駄にもつながっています。

在宅がん患者においては、無菌製剤による治療や薬剤による適切な緩和ケアが重要となりますが、それらに關与する薬局薬剤師の役割の重要性が増しています。

在宅医療を実施している薬局数は年々増加し、在宅医療における薬局薬剤師の需要も増加しています。

#### 2 薬局における在宅医療提供体制

##### (1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数

薬局における在宅医療を行う際には、在宅患者薬剤管理指導料の届出が必要となりますが、平成28(2016)年度の本県においては全薬局(1,618薬局)の84.8%に当たる1,372薬局が同届出を行っており、在宅医療を行う体制が整いつつあります。

##### (2) 在宅医療を実際に行っている薬局数

平成29年6月に居宅療養管理を行った薬局数は497となっており、在宅医療を行う体制が整っている薬局の内の約3割が実際に在宅医療を行っており、薬局による在宅医療提供体制は充実しつつあります。

##### (3) 在宅支援薬剤師の育成

薬局による在宅医療の更なる推進を目的とし、平成27(2015)年度より在宅支援薬剤師の養成のための専門研修を実施しています。平成28(2016)年度までに109名の養成を行い、在宅医療を担う薬剤師のスキルの更なる向上を目指しています。

#### 3 指標による現状把握

区分	指標名	全国 or 前回	現状値	出典
S	在宅医療を実際に行っている薬局数	—	497薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 平成29年6月)	広島県国民健康保険団体連合会
S	在宅支援薬剤師専門研修を修了した薬剤師数	—	109名(平成28年度)	広島県健康福祉局調べ
S	在宅医療薬剤師支援センター	—	0か所(平成30年度完成予定)	広島県健康福祉局調べ
S	在宅訪問薬局相談窓口	—	14か所	広島県健康福祉局調べ



## 課 題

### 1 在宅医療を担う薬剤師のスキルの更なる向上

地域の薬剤師を対象とした、在宅医療に必要な服薬支援等のスキルを高めるための継続的な研修機会が必要です。

### 2 薬剤師の人材不足

薬局において在宅医療を実施する場合、一人の薬剤師しか勤務していない薬局においては、薬局を閉局する必要があります。しかしながら、薬局当たりの薬剤師数が不足しており、在宅支援に必要な薬剤師数（およそ3名）を確保できていません。

### 3 医療・衛生材料の供給体制の構築

在宅医療の質向上においては、医療・衛生材料の供給及び適切な情報提供が重要となりますが、デッドストックになるリスクや管理及び取扱いに関する知識不足のために、薬局における医療・衛生材料の取扱いが進んでいません。

### 4 薬局・薬剤師の役割に対する理解不足と連携不足

在宅医療を発展させるための更なる多職種連携のためには、地域と薬局をつなげる在宅訪問薬局相談窓口の活用が重要となりますが、その活用状況は十分とは言えません。

## 目 標

薬局による在宅医療の参画や在宅医療の質向上を目的とし、継続的な研修を実施することで、在宅医療の更なる質向上を目指します。

区分	指標名	現状値	目標値	出典
P	在宅支援薬剤師専門研修を修了した薬剤師数	[H28] 109名	[H35] 645名	県健康福祉局調べ

## 施策の方向

### 1 在宅医療を担う薬剤師の育成

在宅医療を行う薬剤師に対して、在宅における服薬管理や無菌調剤などの高度薬学的管理に必要な知識や技術を身に着けた薬剤師の育成を行い、在宅医療の更なる質の向上を目指します。

### 2 未就業薬剤師の研修

未就業の薬剤師に対して復職支援研修を行い、薬局における人材不足の解消を図ります。

### 3 医療・衛生材料の供給体制の整備

在宅医療薬剤師支援センターの運用を通して医療・衛生材料の供給を行います。

また、医療・衛生材料の供給において必要となる知識について研修を実施します。

さらに、各地域に設置した在宅訪問薬局相談窓口においても医療・衛生材料の供給が担えるよう整備を行います。

### 4 在宅訪問薬局相談窓口の機能強化による連携強化

在宅訪問薬局相談窓口を活用した事例収集・検討を通して窓口機能を強化します。

また、得られた事例に関する情報を地域で共有することで連携を強化します。

## 5 訪問看護の充実

### 現 状

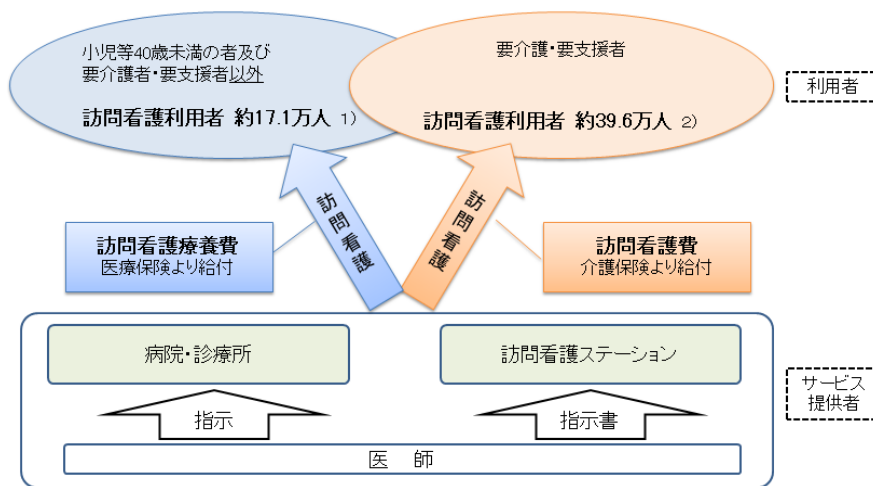
#### 1 訪問看護の仕組み

訪問看護とは、傷病又は負傷のため居宅で継続して療養を受ける状態にある人に対し、主治医の指示のもと、その人の居宅において看護師等が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を行い、医療機関（病院・診療所）と訪問看護ステーションの両者から提供できます。

保険の適用は年齢や疾患、状態によりますが、介護保険の給付が医療保険の給付に優先するため、要介護被保険者等については、末期がんや難病、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限り、医療保険の給付による訪問看護が行われます。

利用人数や訪問回数は増加しており、訪問看護は、高齢化や医療の高度化に伴って増加している在宅医療ニーズを支える医療資源として、重要な役割を果たしています。

図表 2-3-4 訪問看護の仕組み（厚生労働省資料を一部改編）



出典：1) 保険局医療課調べ（平成27（2015）年6月審査分より推計）  
2) 介護給付費実態調査（平成27（2015）年6月審査分）

図表 2-3-5 訪問看護の利用者数と日数・回数の推移

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
延利用者数（人）	19,175	23,567	25,042	26,621	
うち介護保険	13,721	15,159	16,128	17,363	
うち医療保険	5,454	8,408	8,914	9,258	9,584
延回数（回）	1,457,315	1,785,286	1,927,462	2,205,003	
うち介護保険	1,344,889	1,486,324	1,614,676	1,868,484	
うち医療保険	112,426	298,962	312,786	336,519	350,400

※ 1 広島県保健・医療・介護総合分析システム（Emitas-G）による。医療保険に関するデータは国民健康保険、後期高齢者医療及び国保退職者保険分。平成28（2016）年度介護分は平成29（2017）年秋頃判明。

## 2 訪問看護の現状

### (1) 訪問看護ステーションの分布

平成29(2017)年4月1日現在の県内の訪問看護ステーション数は260箇所です。日常生活圏域ごとに見ると、12市町32圏域で訪問看護ステーションがなく、その約半数の圏域では、医療機関による訪問看護の実績もありません。

### (2) 訪問看護ステーションの運営状況

訪問看護ステーションの管理者について、管理者としての経験年数が1年未満の者が24.3%います。また、管理者向け研修会の受講は7割弱にとどまっており、特に北部や東部の受講割合が低い状況です(※1)。

県内1ステーション当たりの常勤換算従事者数は10.0人(うち看護職5.2人)で、増加傾向にありますが、その一方で、常勤換算看護職員数が3人未満の小規模なステーションが21.1%あります(※1)。

訪問看護ステーション数は、年々増加している一方で、休廃止するステーションも増えています(※2)。

### (3) 訪問看護ステーションのサービス提供体制

急変や看取りに対応できるような24時間体制や、がん末期や人工呼吸器などの高度な医療に対応できる訪問体制の整備を表す指標として、診療報酬における「24時間連絡(又は対応)体制加算(※3)」及び「特別管理加算(※4)」の届出割合があります。「24時間連絡(又は対応)体制加算」の届出ステーションの割合は、平成27(2015)年度は90.3%で、全国平均を上回っています。また、「特別管理加算」の届出ステーションの割合は、平成27(2015)年度は85.2%で、全国平均を下回っていますが、増加傾向にあります(※5)。

多様な利用者への対応状況として、精神科訪問看護を提供できるステーションは40.2%、3歳以上6歳未満の幼児へ対応可能なステーションは36.0%、3歳未満の乳幼児へ対応可能なステーションは34.9%です(※2)。

※1 訪問看護ステーションの機能強化に関する実態調査報告書(平成29(2017)年3月、広島県訪問看護ステーション協議会)

※2 訪問看護ステーション数調査(全国訪問看護事業協会)

※3 24時間連絡体制加算は、電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあるときに算定できる。24時間対応体制加算は、24時間連絡体制に加え、さらに、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にあるときに算定できる。これらの加算は、1つのステーションにおいていずれか一方のみを算定することとされている。

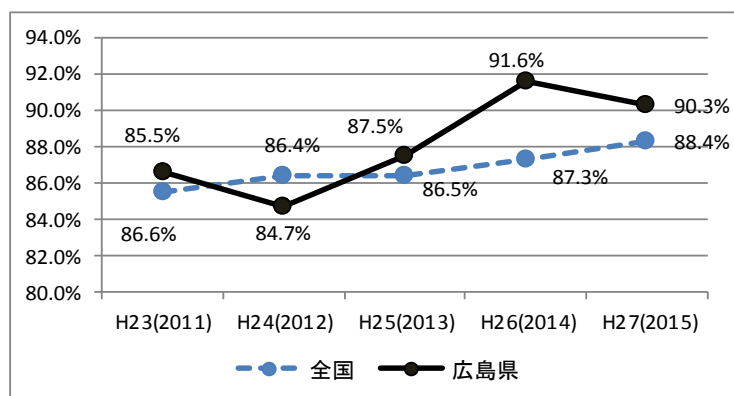
※4 特別管理加算は、特別な管理を必要とする利用者(がん、気管切開、人工透析、在宅酸素療法、中心静脈栄養、週3日以上点滴注射等)から看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制、その他計画的な管理を実施できる体制にあるときに算定できる。

※5 介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)

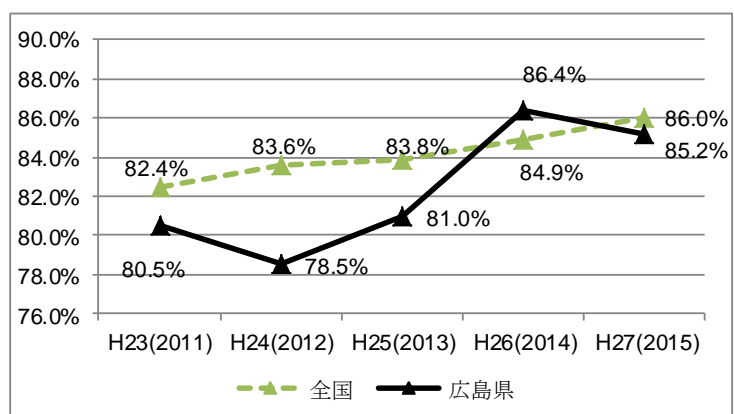
図表 2-3-6 訪問看護ステーションの新設と休廃止の推移

	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
年度当初ST数	175	182	200	219	245	260
年度中の新設数	16	21	25	30	33	-
年度中の休廃止数	8	4	5	12	24	-

図表 2-3-7 24時間連絡（又は対応）体制加算の体制届出ステーションの推移



図表 2-3-8 特別管理加算の体制届出ステーションの推移



### 3 指標による現状把握

区分	指標名	全国/前回	現状値	出典
S	訪問看護ステーション数	175 箇所 (H24)	260 箇所 (H29)	広島県介護保険施設・事業所指定状況
S	1ステーション当たり 常勤換算従事者数	-	10.0 人 (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書
S	訪問看護ステーション 空白地域数	-	12 市町 32 日常生活圏域 (H29. 4)	広島県介護保険施設・事業所指定状況
P	年間利用者数	19.2 千人 (H24)	26.6 千人 (H27)	Emitas-G (広島県)
P	年間訪問回数	1,457.3 千回 (H24)	1,927.5 千回 (H27)	Emitas-G (広島県)
P	診療報酬における ①24 時間連絡（または対応）体制加算 ②特別管理加算の届出割合（診療報酬）	①88.4% ②86.0% (H27 全国)	①90.3% ②85.2% (H27 広島県)	介護給付費等実態調査（厚生労働省）
P	①精神科訪問看護 ②3歳以上6歳未満 ③3歳未満の対応可能割合	①35.1% ②35.7% ③33.5% (H26)	①40.2% ②36.0% ③34.9% (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書
P	訪問看護ステーション 管理者の研修受講割合	-	68.3% (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書

## 課 題

全ての県民が、生涯にわたっていきいきと暮らすためには、県内のどの地域に住んでいても、どのような疾病や障害があっても、在宅での療養生活を継続したい、あるいは在宅で最期を迎えたいという本人や家族の希望に応じて、訪問看護が適切に利用できる体制が必要ですが、そのためには次のような課題があります。

## 1 訪問看護ステーションの地域偏在

本県の訪問看護ステーションは、都市部に多く、中山間地域や島しょ部等に少ない傾向があります。訪問看護ステーションが空白、あるいは希薄な地域における訪問看護の提供体制を確保することが必要です。

## 2 訪問看護ステーションの安定的な経営

訪問看護を地域へ安定的に供給するためには、ステーションの経営を安定させることが必要であり、管理者のマネジメント力の向上が求められます。

## 3 訪問看護ステーションの高度な専門性

24時間の訪問や特別な管理が必要な利用者への看護にも、また、精神障害者や小児等の多様な利用者にも対応できる高度な専門性を持った訪問看護ステーションはまだ少なく、県内のどの地域でも安心して在宅での療養生活を継続するためには、これらのニーズに対応できる体制を整備することが求められます。

## 目 標

区分	指標名	現状値	目標値	出典
S	訪問看護ステーション空白地域数	[H29] 12市町 32日常生活圏域	[H35] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む。	広島県介護保険施設・事業所指定状況 広島県訪問看護ステーション協議会による実態調査

## 施策の方向

## 1 訪問看護ステーション空白地域における訪問看護体制の構築

県内全ての地域で、ニーズに応じて、在宅療養を支えることができる体制づくりを目指します。

二次医療圏ごとの訪問看護連携窓口の活用により、空白地域へのサテライト設置や医療機関からの訪問看護、周辺地域からのカバーも含め、地域の実状に応じた訪問看護提供体制の構築を検討します。

## 2 訪問看護ステーションが経営的に安定し、訪問看護を継続して提供するための支援

中山間地域等のニーズが少ない地域でも、ニーズに応じ継続的に訪問看護を提供できるよう、高いマネジメント力を持った管理者の育成を図ります。

開設前の管理者に対する、経営面からのコンサルテーションの場の確保を検討します。

### 3 多様な利用者へ訪問看護を提供するための支援

小児や難病，精神疾患，緩和ケア，看取り等にも対応できるよう，高度な専門性を持つ訪問看護師の育成に取り組みます。

特に研修等の機会が少ない小規模なステーションの看護職に対する，圏域ごとの医療技術修得研修の開催を支援します。

## 6 医療と介護の連携

### 現 状

市町では、在宅医療・介護連携推進事業の中で、「医療・介護関係者の情報共有の支援」「医療・介護関係者の研修」等の取組を行っています。

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進する地域ケア会議において、医療と介護の連携を図っています。

### 課 題

#### ○ 医療と介護の連携の充実

在宅医療・介護連携推進事業において、「医療・介護関係者の情報共有の支援」「医療・介護関係者の研修」等に引き続き取り組み、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供することが必要です。

医療や介護関係者等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることが重要です。

### 施策の方向

#### ○ 医療と介護の連携の推進

県は、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町に対して、先進地や県内市町の取組などの必要な情報を提供するとともに、市町に専門職等を派遣して必要な助言・支援をします。

医療と介護関係者等の多職種が連携して高齢者の個別課題を解決するとともに、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」などにも結びつくよう、地域ケア会議の更なる充実に向け、市町に対して助言・支援します。

## 7 在宅医療に関する情報提供の推進

### 現 状

市町では、在宅医療・介護連携推進事業の中で、地域の医療機関及び介護事業所等の住所・機能等を把握し、リスト又はマップを作成・活用する取組を行っています。

さらに、市町では、同事業で在宅医療・介護連携の理解を促進するため、地域住民等に対する普及啓発を実施しています。

### 課 題

#### ○ 在宅医療に対する理解不足

県民への在宅医療に関する情報提供を推進するとともに、在宅医療の理解促進などが必要です。

医療・介護関係者についても、在宅医療の理解を一層促進する必要があります。

### 施策の方向

#### ○ 在宅医療に対する理解促進

在宅で受けられる医療の現状や、かかりつけ医療機関の重要性、在宅での看取り等に関する情報、在宅医療に従事する職種の機能や役割等を広く県民、医療・介護関係者に紹介し、在宅医療に対する理解促進や不安軽減に努めます。

県は、医療機関等の医療機能を明確にし、その名称等を県HPで公表します。また、当該医療機関のリストなどを活用して、在宅医療に係る連携体制を推進するとともに、県民や専門職、関係機関に対して在宅医療に関する啓発・情報提供を行います。



## 8 人生の最終段階における自己決定

### 現 状

広島県地域保健対策協議会では、ACPの普及啓発に取り組んでいます。

特別養護老人ホームなどの高齢者施設では、医療ニーズの高い入所者への対応を行っており、入所者やその家族からの希望があれば、施設内での看取りを行う方針の施設も多数あります。

### 課 題

#### 1 ACPの普及

ACPの手引き、私の心づもり、啓発用DVDを作成し、普及啓発に取り組んでいますが、行政や医師、医療・介護関係者、県民に対して更なる普及促進が必要です。

#### 2 高齢者施設での看取り

看取りを行っている高齢者施設では、医師の理解や協力、介護職員と看護職員など多職種の連携という点で課題を抱えている施設もあります。

### 目 標

人生の最終段階における医療について、患者本人による決定を基本として、医療やケアを推進するため、ACPの普及啓発を実施しています。

区分	指標名	現状値	目標値	出典
S	ACPの普及啓発を実施している地域	[H29] 12市町	[H32] 23市町	県健康福祉局調べ

### 施策の方向

#### 1 ACPの普及促進

人生の最終段階における医療について、医療関係者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が家族や医療関係者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として進めることが重要であるため、県民、行政、医師等に対して、引き続きACPの普及促進を図ります。

#### 2 高齢者施設での看取りの促進

施設内研修を充実させていくとともに、集団指導等を通じ多職種の連携や体制の強化を働きかけるなど、高齢者施設における看取りを促進します。

医療連携体制

在宅医療の連携体制は、市町の区域（23 圏域）ごとに構築します。

在宅医療の体制に求められる医療機能は、図表2-1 及び図表2-2 のとおりです。

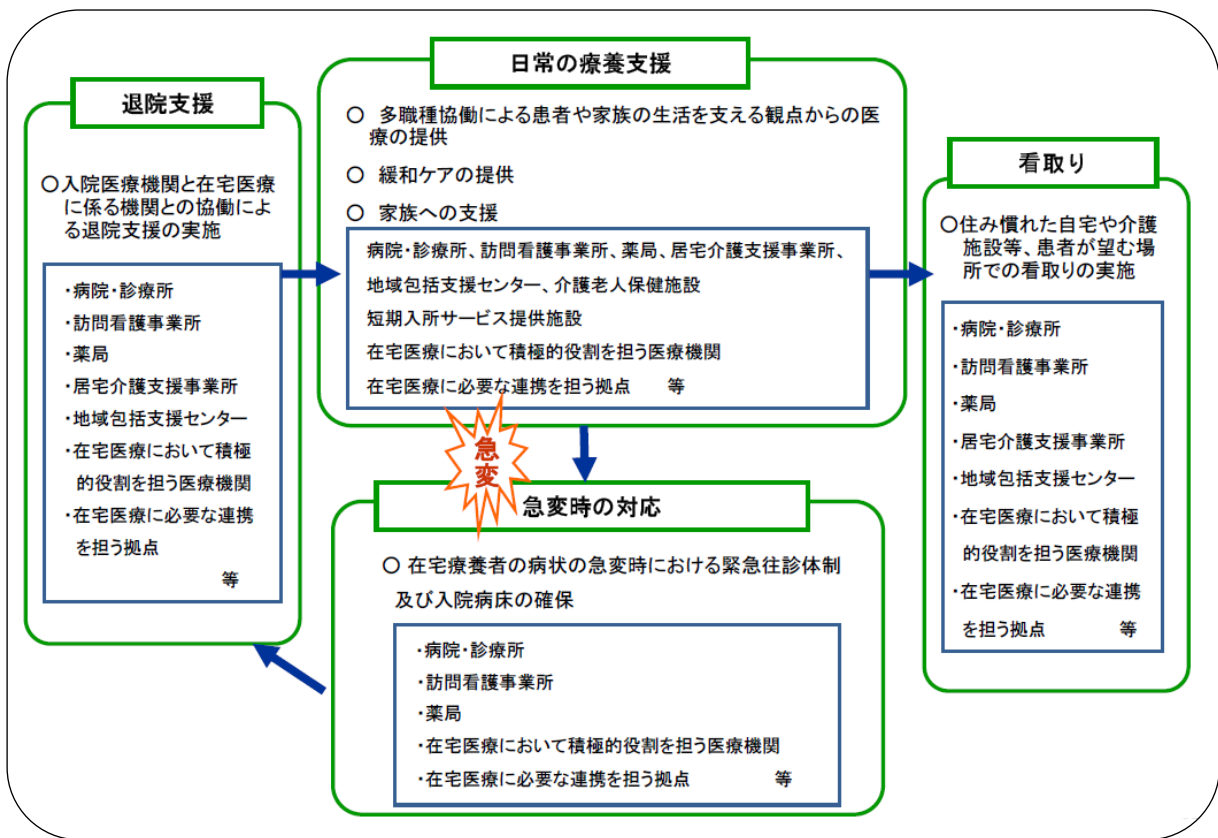
圏域ごとの医療連携体制を担う具体的な医療機関等の名称は、県のホームページに掲載しています。

在宅医療に求められる医療機能

	【退院支援】	【日常の療養支援】	【急変時の対応】	【看取り】
機能	円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制	日常の療養支援が可能な体制	急変時の対応が可能な体制	患者が望む場所での看取りが可能な体制
目標	・入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること	・患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること	・患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること	・住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること
関係機関等	<p>[入院医療機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・有床診療所</li> </ul> <p>[在宅医療に係る機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所（歯科を含む）</li> <li>・薬局</li> <li>・訪問看護事業所</li> <li>・居宅介護支援事業所</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・基幹相談支援センター</li> <li>・相談支援事業所</li> </ul>	<p>[在宅医療に係る機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所（歯科を含む）</li> <li>・訪問看護事業所</li> <li>・薬局</li> <li>・居宅介護支援事業所</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・短期入所サービス提供施設</li> <li>・基幹相談支援センター</li> <li>・相談支援事業所</li> </ul>	<p>[在宅医療に係る機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所（歯科を含む）</li> <li>・薬局</li> <li>・訪問看護事業所</li> </ul> <p>[入院医療機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・有床診療所</li> </ul>	<p>[在宅医療に係る機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所（歯科を含む）</li> <li>・薬局</li> <li>・訪問看護事業所</li> <li>・居宅介護支援事業所</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・基幹相談支援センター</li> <li>・相談支援事業所</li> </ul> <p>[入院医療機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・有床診療所</li> </ul>
関係機関等に求められる事項	<p>[入院医療機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退院支援担当者を配置している</li> <li>・入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を行っている</li> </ul> <p>[在宅医療に係る機関]</p> <p>○病院・診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護、栄養士、リハビリ、介護、障害福祉サービス及び地域包括支援センターの担当者等と患者の状態に応じて、退院前共同指導により、連携を図っている</li> </ul> <p>○歯科医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療、訪問薬剤管理指導、訪問看護、栄養士、リハビリ、介護、障害福祉サービス及び地域包括支援センターの担当者等と患者の状態に応じて、退院前共同指導により、連携を図っている</li> </ul> <p>○薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療、訪問歯科診療、訪問看護、栄養士、リハビリ、介護、障害福祉サービス及び地域包括支援センターの担当者等と患者の状態に応じて、退院前共同指導により、連携を図っている</li> </ul> <p>○訪問看護事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、栄養士、リハビリ、介護、障害福祉サービス及び地域包括支援センターの担当者等と患者の状態に応じて、退院前共同指導により、連携を図っている</li> </ul>	<p>[在宅医療に係る機関]</p> <p>○病院・診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・往診、訪問診療及び訪問看護を行っている（訪問看護は、訪問看護事業所に指示して行う場合を含む）</li> <li>・訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護、栄養士、リハビリ、介護、障害福祉サービス及び地域包括支援センターの担当者等と患者の状態に応じて、連携を図っている</li> </ul> <p>○歯科医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問歯科診療を行っている</li> <li>・訪問口腔ケアを行っている</li> <li>・在宅医療、訪問薬剤管理指導、訪問看護、栄養士、リハビリ、介護、障害福祉サービス及び地域包括支援センターの担当者等と患者の状態に応じて、連携を図っている</li> </ul> <p>○薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問薬剤管理指導を行っている</li> <li>・服薬及び残薬管理を行っている</li> <li>・薬品や医療・衛生材料等の供給が可能である</li> <li>・在宅医療、訪問歯科診療、訪問看護、栄養士、リハビリ、介護、障害福祉サービス及び地域包括支援センターの担当者等と患者の状態に応じて、連携を図っている</li> </ul> <p>○訪問看護事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、栄養士、リハビリ、介護、障害福祉サービス及び地域包括支援センターの担当者等と患者の状態に応じて、連携を図っている</li> </ul>	<p>[在宅医療に係る機関]</p> <p>○病院・診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病状急変時に24時間対応が可能な体制を確保している（他の医療機関と連携している場合を含む）</li> <li>○薬局</li> <li>・病状急変時に24時間対応が可能な体制を確保している</li> <li>○訪問看護事業所</li> <li>・病状急変時に24時間対応が可能な体制を確保している</li> </ul> <p>[入院医療機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携している医療機関が担当する患者の病状が急変した場合に、必要に応じて受入れを行っている</li> </ul>	<p>[在宅医療に係る機関]</p> <p>○病院・診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅看取りを希望する患者に対して、在宅看取りを行っている（在宅看取り数について、毎年の医療機能調査で報告する）</li> </ul> <p>○歯科医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、在宅看取りの支援が可能である</li> </ul> <p>○薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、在宅看取りの支援が可能である</li> </ul> <p>○訪問看護事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在患者の気持ちに寄り添い、終末期及び緩和ケアを踏まえた在宅看取りを支援している</li> <li>・エンゼルケアを行っている</li> <li>・グリーフケアを行っている</li> </ul> <p>[入院医療機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携している医療機関が担当する終末期の患者について、必要に応じて受入れを行っている</li> </ul>

<p>[在宅医療において積極的役割を担う医療機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行っている</li> <li>・在宅での療養に移行する各患者にとって必要な医療、介護及び障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけている</li> <li>・在宅医療に係る医療、介護及び障害福祉関係者に必要な基本的知識・技能について情報の共有を行っている</li> <li>・臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受け入れることができる</li> <li>・地域包括支援センター等と協働しつつ、各患者の療養に必要な医療、介護及び障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介している</li> <li>・入院機能を有する医療機関においては、在宅療養中の患者の病状が急変した際の受入れを行っている</li> <li>・無床診療所においては、入院機能を有する医療機関と連携して、在宅療養中の患者の病状が急変した際の受入れを行っている</li> <li>・地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療、介護及び障害福祉サービスに関する情報提供を行っている</li> </ul>
<p>[在宅医療に必要な連携を担う拠点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療、介護及び障害福祉関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施している</li> <li>・地域の医療、介護及び障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまでの医療、介護及び障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との調整を行っている</li> <li>・質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図っている</li> <li>・在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施している</li> </ul>

図表 - - 在宅医療の連携体制



## 第4節 医療に関する情報提供

### 患者の医療に関する選択支援

#### 現 状

#### 1 医療機能情報の提供

医療機関（病院、診療所、助産所）の管理者は、医療法に基づき、医療機能に関する情報を都道府県知事に報告することが義務付けられており、本県では、報告された医療機能情報を救急医療情報ネットワークシステムに登録し、インターネットを通じて情報提供することにより、住民や患者による医療機関の適切な選択の支援を行っています。

図表 2-〇〇 広島県救急医療情報システム トップページ



図表 2-〇〇 医療機能情報報告率

病院 (243 施設)		診療所 (2,494 施設)		歯科診療所 (1,525 施設)		助産所 (46 施設)		全 体
報告数	報告率	報告数	報告率	報告数	報告率	報告数	報告率	報告率
234	96.2%	2,223	89.1%	1,324	86.8%	33	71.7%	88.5%

出典：広島県救急医療情報システム（平成 29（2017）年 10 月 1 日現在）

#### 2 患者視点に立った医療の提供

医師や看護師等の医療従事者は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努める必要があります。患者や家族等と医療機関の信頼関係の構築には、医療機関における相談支援体制を整備することが重要であり、県内医療機関において医療に関する相談窓口を設置している割合は、病院で約 87%、医科診療所では約 9%となっています。

また、病気の診断や治療法が適切かどうか、主治医以外の医師から意見を聴きたいと考える患者も増えていきます。県内の医療機関において、セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供・診察等を行っている割合は、病院で約 54%、医科診療所では約 30%となっています。

図表〇-〇-〇 医療相談窓口設置医療機関・セカンドオピニオン対応医療機関

区分	病院 (243 施設)		診療所（医科） (2,494 施設)	
	数	割合	数	割合
医療に関する相談窓口を設置している医療機関	212	87.2%	233	9.3%
セカンドオピニオンのための診療情報を提供・診察をしている医療機関	132	54.3%	740	29.6%

出典：救急医療情報システム（平成 29（2017）年 10 月 1 日現在）

## 課 題

### 1 医療機能情報の提供

住民や患者が自分にあった医療サービスを適切に選択できるよう、医療機関からの医療機能情報の報告率を向上させ、客観的かつ正確な情報をわかりやすく提示していく必要があります。

### 2 患者視点に立った医療の提供

患者が納得した医療を受けるためには、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンを充実する必要があります。規模の小さな医療機関では、医療従事者の人数などの制約もあり、専用の窓口を設けることは難しい状況にあるため、医療機能情報の報告率を更に上げることなどにより、患者が情報を入手しやすい環境を整えるなど、医療の選択の支援をしていくことが必要となります。

## 目 標

### （医療機能情報の提供）

住民や患者が必要な医療機関の最新情報を、正確に取得できるよう、医療機関からの医療機能情報の報告率を向上させます。

指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典
医療機能情報の報告率	医療サービスの選択を支援する。	〔H28〕 88.5%	報告率の向上	救急医療情報システム

## 施策の方向

### 1 医療機能情報の提供

医療機関に対して、医療機能情報の定期的な報告を求め、県への報告が確実に実施されるよう指導するとともに、住民や患者の医療機関等の適切な選択に資するよう、救急医療情報ネットワークシステムを広く周知し、積極的な活用の促進を図ります。

### 2 患者視点に立った医療の提供

医療の提供に当たって、患者の意向が十分に尊重され、選択や同意が適切に行われるよう、医療機関への立入検査等の機会を通じて、インフォームド・コンセントの周知徹底を図ります。

また、医師会等の関係団体と連携し、医療機関における相談支援体制の充実に向けた情報提供、セカンドオピニオンの普及・啓発を図っていきます。

